

食安輸発0508第2号  
平年26年5月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

チリ産鶏肉及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成25年7月23日付け食安輸発0723第1号により通知している  
ところです。

今般、チリ政府より同国産鶏肉から検出されたダイオキシンに係る原因究明及び  
再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、  
御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。